

ケアタウン小平だより

年末のご挨拶にかえて 2023.12

認定 NPO 法人 コミュニティケアリンク東京
事務局 中川 稔進

拝啓 スズキ トモエ 様

その後いかがお過ごしでしょうか？ 今年はずいぶん暑かったです。毎年楽しみにしていた応援フェスタは、応援バルーンリリースに形を変え、4年ぶりに催事として行うことができ、来場者はおよそ200名！ しばらくぶりの再会を喜びあう時間にもなりました。おかげ様で、風船は木に引っかかることなく、風に吹かれて東の空へピューと飛んでいきました。

そうそう、今回お便りしたのは、もう郵便ではトモエさんに届かないことが判ったからです。ご家族を通じて戻ってきた『ケアタウン小平だより18号』を受けとったあの瞬間、「間に合わなかったか……」とただ天を仰ぎました。

フェスタや講演会で「また元気にこらえました」、ととびけた感じでいただくご挨拶は私の楽しみでした。トモエさんは「これがお別れ、仕方ない」、そう仰るのでしょうか？

いい方法があります。ご遺族から教えてもらいました。今後催しにいらっしゃるときは、黄色い蝶々になっていらしてください。もしそれを見つけたら、トモエさんだと思いうようにします。「結構いい加減ね」と思いませんか？ いやいや、四六時中は覚えていられないのですよ。でもこれならホスピスケアに深く共感し、山崎先生の大ファンだったトモエさんという人を、私のできる範囲で未来にお連れできそうです。こんな人がケアタウン小平を応援してくださったのだと伝えていけます。だから今後ともおつきあいお願いします。

風向きも場所も、もう関係ありませんね。次の風船も眺めのいいところから観ていてください。お越しになる際は、虫は蝶々で色は黄です。お間違えのないようお願いします。

それでは、再会の時までお元気で。

敬具

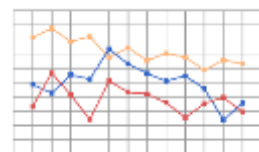
長い書き出し申しわけありません。コロナ禍を経て再起動しようとした矢先、スズキさんの訃報に接し、間に合わなかった再会や、それに連なる思いもまた沢山うまれているのだと思ひ至り、ホスピス運動に長く長く関心を寄せ続け、ずっと応援してくださった一人の女性がいたことを遺したく、書かせていただきました。



「^{ゼロ}0」から「1」の物語

さて、皆さま覚えておいででしょうか？ 昨年の年末号にて山崎医師が取り組む臨床試験に光明が射すよう祈念くださいと、皆様や20億光年先？ 彼の地の方々にお願いした件です。

先日、事務所にてなにやらグラフを書いている山崎医師の姿が。手書きでグラフ？ 訊ねてみると、試験結果のおおよその見当をつけてみたくて数値をグラフにするその作業中とのことでした。



思えば今年のこの時期、数値も何もないまさに「0」でした。しかし今、グラフにはいくつかの数値が打たれています。山崎医師にとってグラフの点や数値は単なるそれではなくて、1年の間に臨床試験を共にした「同志」との出会いも別れもグッとつまった物語なのだと思います。皆さま、もう一押しの祈りを頂戴できましたら幸いです。



一人ひとり、試験の数値、年月、ご支援、受けとる数字の中身には様々な物語があるのだと思います。受けとった物語を携えながら、来年も誠実に、地道にケアタウン小平チームは活動していくこととします。押し迫る年末、皆さまどうぞご自愛ください。今年も一年ありがとうございました。

願いごと用紙をいただいた皆さま、ありがとうございました。11/18に行いましたバルーンリリースはQRコードからご覧下さい。※複製やSNS拡散ご遠慮下さい。写真は裏に少しだけ。



2023 年内に賛助会員費及び 3,000 円以上の寄付をいただいた皆様へ

賛助会員費・寄付は、寄付金控除の対象です

確定申告の際、当法人から送付された受領証明書をご使用ください。

※正会員費は対象外です

※税額控除か所得控除を選択することが可能です

※確定申告の詳細は税務署にてご確認ください

寄付金の最大 50% が税額控除＝減税されます

個人が仮認定または認定 NPO（以下認定 NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、受領証明書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると、税額控除方式の場合では、最大で約 50% の税額控除が受けられます。

- ・ **所得税** 控除額の算出方法：「**税額控除**」方式と「**所得控除**」方式の 2 つの方式があります。

どちらかを選択することができます。※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の 40% が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ）

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \times 2$

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (\text{所得金額に応じた税率}) = \text{所得控除額} \times 2$

※2：控除税額の上限は所得税額の 25% を限度

- ・ **個人住民税** お住まいの自治体によって異なりますので、お問い合わせください。

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の 30%

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ （都民税 4%+市区町村民税 6%）に相当する金額

【上記は東京都の場合】

